

平成26年生駒市議会（第1回）定例会議案

（ 追 送 分 ）

平成26年3月7日

生 駒 市

専決処分につき承認を求めることについて

奈良地方裁判所平成25年（行ウ）第10号生駒市附属機関に準じる機関の委員謝礼措置請求事件について、平成26年2月18日に言い渡された判決に対して不服があるので、大阪高等裁判所へ控訴を提起することについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成26年3月4日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成26年3月7日提出

生駒市長 山下 真

謝礼をそれぞれ支払ったことに関し、相手方が、同委員会は、地方自治法第138条の4第3項本文に規定する附属機関に該当するので、法律又は条例によって設置しなければならないにもかかわらず、これを法律又は条例によらずに要綱によって設置したから、その設置は違法であり、市長である山下真が市の支出権者として行った当該報酬又は謝礼の支出も違法な支出になり、これによって市に当該報酬又は謝礼の合計額に相当する32万8000円の損害が生じているので、山下真には当該損害を賠償する義務がある等と主張して、被告である市の執行機関である市長に対し、同法第242条の2第1項第4号本文の規定に基づき、山下真に当該損害及びこれに対する民法所定の利率による遅延損害金を請求することを求めるため、平成25年4月8日に奈良地方裁判所に訴えを提起したものである。

これについて、奈良地方裁判所での審理を経て、平成26年2月18日同所において次のとおり判決があった。

主文

- 1 被告は、山下真に対し、32万8000円及びうち別紙報償費支払明細書の「支払金額」欄記載の各金員に対する同書の「支払日」欄記載の各日から支払済みまでいずれも年5分の割合による金員を請求せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

平成26年3月4日

生駒市長 山下 真

(別紙)

報償費支払明細書

名称	支払金額	支払日	支払目的
生駒市ごみ有料化等検討委員会	97,000円	平成24年1月25日	報償費
	97,000円	平成24年2月27日	
	120,000円	平成24年3月26日	
	14,000円	平成24年4月25日	
合計	328,000円		